

## 見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 10 月 27 日 (月) 午後 3 時
2. 開催場所 見附市役所 4 階 大会議室
3. 出席委員 出席委員 12 名

1 番 齋藤高央	2 番 渡邊和明	3 番 佐藤徹
4 番 小林平仁	5 番 三本友子	6 番 齋藤義夫
7 番 関谷常夫	8 番 三沢孝喜	9 番 高橋行雄
10 番 小杉義光	11 番 櫻井政志	12 番 山田久栄
4. 議事日程
  - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
  - 日程第 2 報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による転用届出の受理について
  - 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について
  - 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案について
5. 農業委員会事務局職員

局長 北村保	次長 菊地民男	係長 葦澤亞紀子
--------	---------	----------
6. 会議の概要

(午後 3 時 開会)

議長 ただ今から、令和 7 年 10 月の農業委員会総会を開会いたします。

(関谷会長) 本日、出席委員は、12 名 全員出席です。よって、総会は、成立しております。招集案内により出席していただいている、農地利用最適化推進委員におかれましては、地域の議案もありますので積極的な発言をお願いします。

議長 はじめに会議録署名委員の指名でございますが、議席番号 5 番 三本友子委員、6 番 齋藤義夫委員 の 2 名にお願いします。

議長 報告に入ります。「報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告願います。

事務局 「報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による転用届出の受理について」説明します。

(菊地次長) 15 番、申請地目は畠、面積 246 m<sup>2</sup>です。  
転用事由は住宅建築敷地、権利種別は売買による所有権移転です。市街化区域内にある農地で、住宅地の中に位置しており、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので、受理したもので  
す。報告は以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。質問、意見等ありましたらお願ひします。  
(質問、意見なし)

議長 質問等ないようすで以上で報告を終わります。

議長 続いて議事に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について」上程します。事務局より説明願います。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について」説明します。  
(垂澤係長) 16番、申請地目は田、2筆、合計面積16,754m<sup>2</sup>です。  
譲渡人は市外在住で、今までも譲受人と利用権設定していました。高齢で体調を崩されたこともあります、農地の整理を希望していたところ、譲渡人と話がまとまりました。  
これらの申請については、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。16番について地区担当委員の櫻井委員より補足説明をお願いします。

櫻井委員 謙渡人の方は、入院中でしたので代理の方に話を伺いました。10年ほど前に農地を相続しましたが、以前から耕作を委託していました。ご自身も高齢で管理も難しくなってきたため、耕作をお願いしていた譲受人に売却することになりました。譲受人は規模拡大を図っている方で問題ありません。

議長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

議長 質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議案第1号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。  
(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議長 次に「議案第2号 農用地利用集積等促進計画案について」上程します。事務局より説明願います。

事務局 「議案第2号 農用地利用集積等促進計画案について」説明いたします。  
(垂澤係長) 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農用地利用集積等促進計画

を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くこととされていますので、当会に対し意見が求められています。

13ページまで、地域計画内の新規の促進計画です。69筆、合計面積 186,227m<sup>2</sup>です。14ページは地域計画外の新規の促進計画です。5筆、合計面積 2,878m<sup>2</sup>です。

これらは農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている各要件を満たしており、適切であると考えます。

なお、促進計画 10-101についてですが、担い手が新規就農者であるため、営農計画書の提出および、地区担当委員による新規就農者事前審査の面談を行いました。説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。新規就農者事前審査の面談を行いました地区担当委員の齋藤義夫委員より、補足説明お願いします。

齋藤委員 会長と私で、8月25日に面談を行いました。この農地は以前に、栗の木を植えたのですけど上手くいかずに、途中で木を切って整地をしましたが、それだけでは農地としてうまく活用できていなかった土地でした。今回、この耕作される方が再度、整地をして農業をしたいということで所有権移転を希望していて、面談をしたのですが、意気込みは伝わったのですけど、初めて農業をやることとか、年齢的なものを考慮して、ひとまず3年間、様子を見させてほしいということで、利用権を設定してもらうことにしました。熱意はわかりましたけど、農業をちゃんとやっていけるか未知数でしたので、今後、本当にこの方が農業を頑張ってもらえると、非常に嬉しいと思っています。以上です。

議長 事務局と地区担当委員の補足説明が終わりました。質問、意見はございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 質問、意見がございませんので採決に入ります。議案第2号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(「異議なし」の声)

議長 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議長 本日の日程は全て終了いたしました。以上で令和7年10月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時20分 閉会)

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

議事録調製者（係長）\_\_\_\_\_